

タイトル	欧州刑事施設規則(2・完) : 2006年1月11日の欧州会議閣僚委員会勧告2号
著者	吉田, 敏雄
引用	北海学園大学学園論集, 136: 117-137
発行日	2008-06-00

欧州刑事施設規則(2・完)

—— 2006年1月11日の欧州会議閣僚委員会勧告2号 ——

吉 田 敏 雄

目次

- 1 はじめに
- 2 加盟各国に対する閣僚委員会勧告(2006年)2号
- 3 欧州刑事施設規則(勧告(2006年)2号添付)
 - 第1部 (第1～第13)
 - 基本原則
 - 適用範囲と適用
 - 第2部 拘禁条件(第14～第38の3)
 - 受け入れ
 - 指定と収容
 - 衛生
 - 衣類と寝具
 - 給食
 - 法律相談
 - 外部交通
 - 執行の構成
 - 作業
 - 運動と休養
 - 教育
 - 思想・良心及び宗教の自由
 - 情報
 - 被拘禁者の所持物品
 - 被拘禁者の移送
 - 被拘禁者の釈放
 - 女子
 - 未成年の被拘禁者
 - 小児

外国国籍者

少数民族又は少数言語

(以上前号)

第3部 健康 (第39～第48の2)

健康管理

健康管理の組織

医師及びその他の医療従事者

全科診療医師の義務

健康管理対策

精神保健

その他の事柄

第4部 秩序 (第49～第70の7)

一般的原則

保安措置

安全

特別の高度保安・安全措置

搜索と制限

犯罪行為

規律と懲罰

二重処罰の禁止

物理的力の行使

拘束具

武器

要求と不服申立て

第5部 管理と職員 (第71～第91)

公務としての刑事施設労働

刑務職員の選任

刑務職員の研修

刑事施設管理

専門職

公衆への配慮

研究と評価

第6部 視察と監視 (第92～第93の2)

国の視察

独立の監視

第7部 未決被拘禁者 (第94の1～第101)

未決被拘禁者の地位	
未決被拘禁者への対応	
収容	
衣類	
法律相談	
外部との接触	
受刑者処遇の利用	
第8部(第102の1～第107の5)	
行刑の目的	
行刑の遂行	
受刑者拘禁の組織的側面	
受刑者の作業	
受刑者の教育	
受刑者の釈放	
第9部(第108)	
本規則の更新	(以上本号)

第3部 健康

健康管理

第39 刑務当局はその委ねられた被拘禁者すべての健康を保護しなければならない。

健康管理の組織

第40の1 刑事施設医療部門は地域の又は国の保健衛生部門と密接な組織的協働関係になければならない。

第40の2 刑事施設の保健衛生は国の保健衛生に組み込まれなければならない、且つこれに相応するものでなければならない。

第40の3 被拘禁者は、その法的地位とは関係なく、当該国の公共医療を利用できなければならない。

第40の4 刑事施設の医療部門は、被拘禁者が罹患しているかもしれない身体又は精神疾患を発見し、治療しなければならない。

第40の5 この目的を達成するために、被拘禁者には、必要とされる医学、外科学及び精神医学の施設すべてが刑事施設外部でも用立てられなければならない。

医師及びその他の医療従事者

第41の1 いかなる刑事施設にも少なくとも一人の全科診療医師がいなければならない。

第41の2 この医師を緊急の場合にいつでも遅滞無く利用できる措置がとられなければならない。

第41の3 刑事施設が常勤の医師を雇用できないとき、非常勤の医師が定期的に刑事施設を訪問しなければならない。

第41の4 いかなる刑事施設も健康管理の分野において適切な訓練を受けた職員を揃えなければならない。

第41の5 資格を有する歯科医師及び検眼士による手当てはいかなる被拘禁者にも利用できないなければならない。

全科診療医師の義務

第42の1 全科診療医師又はこの者につけられている看護師は、収容開始後できる限り早い時期に被拘禁者すべてを診察しなければならない。但し、診察が明らかに不要であるときはこの限りではない。

第42の2 医師又はこの者につけられている看護師は、被拘禁者を釈放時にその要求に応じて又は必要なときにはいつでも診察しなければならない。

第42の3 被拘禁者の診察に当たっては、医師又はこの者につけられた看護師は次の点に特別の注意を払わなければならない、

- a 医療上の守秘義務を遵守すること、
- b 身体又は精神疾患の認定、及び、その治療とそれまでの治療継続のために必要な措置をすべてとること、
- c 被拘禁者に暴行が加えられたかもしれないことを示すいかなる兆候も文書に記録し、管轄官庁に報告すること、
- d 薬物、医薬品又は酒精飲料の使用から生ずる禁断症状を治療すること、

- e 自由の剥奪から生ずる心理的及びその他のストレスを同定すること,
- f 潜伏期にある伝染病の疑いのある被拘禁者に必要な治療と隔離をすること,
- g ヒト免疫不全ウイルス保因者はそれだけの理由からは隔離されないことを保障すること,
- h 釈放後の再適応の妨げになりかねない身体又は精神の障害を同定すること,
- i 被拘禁者の労働と運動能力の同定,
- j 被拘禁者の同意がある限り, 刑事施設外部の施設と釈放後に必要な医療及び精神医学的治療の継続に関する協定を結ぶこと。

第 43 の 1 医師は被拘禁者の身体的, 精神的健康に気を配らなければならない。医師は, 刑事施設外部の健康管理基準と合致する条件と頻度で, 疾病又は傷害を訴える被拘禁者すべてを, 及び, 特別の注意の向けられるいかなる被拘禁者も診察しなければならない。

第 43 の 2 医師又はこの者につけられた看護師は独居拘禁の状況にある被拘禁者の健康に格別の注意を払わなければならない。医師はかかる被拘禁者を毎日診察し, かかる被拘禁者又は刑務職員の要求により応急手当て及び治療をしなければならない。

第 43 の 3 被拘禁者の身体的又は精神的健康が拘禁の継続によって又は拘禁条件, 例えば, 独居拘禁によって重大な危険が生ずるときはつねに, 医師はその旨を刑事施設長に報告しなければならない。

第 44 医師又はその他の管轄官庁は次の点に関して定期的に調査し, 適当な場合には他の手段によって情報を収集し, 施設長に勧告しなければならない,

- a 食事と飲料水の量, 質, 調理及び給仕,
- b 施設と被拘禁者の衛生及び清潔さ,
- c 施設の衛生設備, 暖房, 照明及び換気, 及び,
- d 被拘禁者の衣類, 寝具の適合と清潔さ。

第 45 の 1 施設長は, 本規則第 43 及び第 44 の定めるところにより医師又はその他の管轄官庁が作成した報告と提言を検討しなければならない。施設長は, その勧告を了解するとき, それを遅滞無く実行に移す措置をとらなければならない。

第 45 の 2 医師の勧告が施設長の管轄外にあるか, 施設長の見解と異にするとき, 施設長は自己の報告と医師の勧告を遅滞無く上級官庁に送付しなければならない。

健康管理対策

第46の1 専門医の治療を要する疾病被拘禁者は、治療が刑事施設内で可能でない限り、相応の専門刑事施設又は公共の病院へ移送されなければならない。

第46の2 刑事施設に医療施設があるとき、この医療施設はそこに移送された被拘禁者に適切な医療を施すことができるように人的にも物的にも整備がなされていなければならない。

精神保健

第47の1 心理的障害又は異常を患っているが、必ずしも本規則第12の適用を要しない被拘禁者の観察と治療のために、医師の指揮下にある特別の刑事施設又は部門が用意されなければならない。

第47の2 刑事施設の医療部門は、かかる治療を要する被拘禁者すべての精神医学的治療をしなければならず、自殺の防止に向けた特別の注意を払わなければならない。

その他の事柄

第48の1 被拘禁者はその同意なしにいかなる実験も受けない。

第48の2 傷害、心理的苦痛その他の健康障害を引き起こしかねない被拘禁者を対象とする実験は禁止されなければならない。

第4部 秩序

一般的原則

第49 被拘禁者に人の尊厳を尊重する生活条件及び本規則第25と合致した包括的活動計画を提供しつつ、保安、安全及び規律の必要条件を考慮することによって、刑事施設内の秩序は維持されなければならない。

第50 秩序、保安及び安全を考慮しながら、被拘禁者は拘禁の一般条件に関する事柄について話し合うことが許されなければならない。被拘禁者はこれらの事柄に関して刑務当局と話し合うことが奨励されなければならない。

保安措置

第51の1 個々の被拘禁者にとられる保安措置はその確実な収容を確保するために必要最小限の範囲にとどめられねばならない。

第 51 の 2 物理的障壁あるいはその他の技術的手段による保安は、その監督下にある被拘禁者を
知っている警備職員が遂行する活動的保安措置によって補充されなければならない。

第 51 の 3 収容開始後できる限り早い時期に、被拘禁者は次の点に関する評価を受けなければな
らない、

- a 万一逃亡した場合に地域社会に与える危険度、
- b 自力で又は外部の助けを借りて逃亡しようとする危険。

第 51 の 4 次いで、個々の被拘禁者はこの危険水準に相応する保安条件の下に収容されなければ
ならない。

第 51 の 5 必要とされる保安水準は被拘禁者の拘禁期間を通して定期的に検証されなければな
らない。

安全

第 52 の 1 収容開始後できる限り早い時期に、被拘禁者は、他の被拘禁者、刑務職員、刑事施設
で働いている又は刑事施設を訪問する他の者の安全に与える危険の有無、又は、自傷の危険の
有無に関する判断のために、評価を受けなければならない。

第 52 の 2 被拘禁者、刑務職員及び面会人の安全を保障し、暴力行為の危険及びその他の安全を
損ないかねない出来事をできる限り少なくするための措置をとらなければならない。

第 52 の 3 被拘禁者にその安全を危うくすることなく刑事施設内生活に完全に参加できるよう
に、考えられるうる限りの努力が為されなければならない。

第 52 の 4 被拘禁者は、いつでも、夜も、職員と連絡が取れなければならない。

第 52 の 5 国内の健康及び安全規定は刑事施設において遵守されなければならない。

特別の高度保安・安全措置

第 53 の 1 特別の高度保安・安全措置は例外的事例においてしか命令できない。

第 53 の 2 この種の措置を遂行するに当たり、いかなる個別事例であっても、正確な手続に従わ
なければならない。

第53の3 この措置の性質,その期間及びその許容前提要件は国内法により定められなければならない。

第53の4 この措置の命令は,いかなる個別事例においても,管轄官庁が特定の期間を定めて承認しなければならない。

第53の5 承認された期間を延長するためには,管轄官庁による再度の承認がなければならない。

第53の6 かかる措置は,個々の人にのみとられるべきであって,一群の被拘禁者にとられてはならない。

第53の7 この措置のとられた被拘禁者は本規則第70の定める不服申し立て権を有する。

搜索と制限

第54の1 次の搜索に当たっては,職員が遵守しなければならない詳細な手続規定がなければならない,

- a 被拘禁者が生活し,作業を行いその他集まるすべての場所,
- b 被拘禁者,
- c 面会人及びその所持物品,及び,
- d 職員。

第54の2 搜索が必要となる状況及びその種類は国内法が定める。

第54の3 職員は,搜索を受ける者の尊厳とその所持物品を尊重しつつ,逃亡又は禁制品の隠匿のいかなる試みも発見し,予防するような搜索を実施できる訓練を受けなければならない。

第54の4 搜索を受ける者は搜索によって貶められてはならない。

第54の5 人の搜索は同性の職員によってのみ行うことが許される。

第54の6 刑務職員は被拘禁者の体腔を検査してはならない。

第54の7 搜索と関連した性器検査は医師だけが実施できる。

第 54 の 8 被拘禁者の所持物品の搜索はその立会いの下で行われなければならない。但し、検査技術又は職員に危険であることがこれを禁止する場合はこの限りではない。

第 54 の 9 保安と安全を維持する義務は面会人の私的秘領域と衡量されなければならない。

第 54 の 10 施設に職業上の必要性から面会に来る者、例えば、法律相談職、社会福祉士、医師その他の者を制限する手続は、保安・安全及び被拘禁者との監視のない面会との間の均衡をとるべく、各職能団体との申し合わせにより定められるべきである。

犯罪行為

第 55 刑事施設内で犯されたと思われる犯罪行為は、刑事施設の外で行われるのと同じ態様で捜査の対象となる。犯罪行為は国内法に従って扱われなければならない。

規律と懲罰

第 56 の 1 懲罰は最後の手段として予定されなければならない。

第 56 の 2 可能である限りいつでも、刑務当局は、被拘禁者との争い又は被拘禁者間の争いを解決するため、修復と調停の手法を活用しなければならない。

第 57 の 1 秩序、安全又は保安を危うくしかねない行為だけを規律違反と定義してよい。

第 57 の 2 国内法は次の事項を定める、

- a 規律違反となる被拘禁者の作為、不作為、
- b 懲罰聴聞に際して従われるべき手続、
- c 科することの許される懲罰の種類と期間、
- d かかる懲罰を科する管轄官庁、及び、
- e 不服申し立て手続と不服申し立て審査官庁。

第 58 被拘禁者が規律違反を犯したとの主張は直ちに管轄官庁に報告されなければならない。管轄官庁は不当に遅れることなく事実関係の調査を実施しなければならない。

第 59 規律違反を問われた被拘禁者は、

- a 遅滞無くこの者に理解できる言語で詳細に反則行為の性質について告知されなければならない、

- b その弁解の準備のために十分な時間と機会をもたなければならない,
- c 自ら弁解するか、司法のために必要とされるとき、弁護人による代理によって弁解することが許されなければならない,
- d 証人の出席を求め、証人に質問をするか、被拘禁者の名前において質問してもらうことを許されなければならない、及び,
- e 聴聞において使用される言語を理解できないか話せないとき、通訳の無償援助を得なければならない。

第60の1 規律違反行為に基づき科せられる懲罰は国内法に合致しなければならない。

第60の2 懲罰の重さは規律違反行為に比例しなければならない。

第60の3 集団懲罰、体罰、暗室拘禁並びにその他の非人間的又は恥辱的懲罰はすべて禁止される。

第60の4 懲罰は家族との接触を完全に禁止するものであってはならない。

第60の5 独居拘禁は、例外的事例において且つ確定した、できる限り短期間しか懲罰として用いてはならない。

第60の6 拘束具は決して懲罰に用いてはならない。

第61 規律違反の廉で責任を問われた被拘禁者は管轄を有し独立した上級官庁に審査の請求ができなければならない。

第62 被拘禁者は刑事施設において懲罰権を伴う地位又は権限を有することがあってはならない。

二重処罰の禁止

第63 被拘禁者に同一の行為の廉で二度懲罰を科することは許されない

物理的力の行使

第64の1 刑務職員は、正当防衛、逃亡の試み又は適法な命令に対する積極的又は消極的抵抗の場合の最後の手段として以外には、被拘禁者に対して物理的力の行使をしてはならない。

第 64 の 2 物理的力の行使の程度は必要最小限と必要最短期間に限定されなければならない。

第 65 物理的力の行使については以下の事項に関する詳細な規定が定められなければならない、

- a 行使の許される物理的力の種類、
- b 各種の物理的力の行使が許される状況、
- c 各種の物理的力の行使の権限を有する職員、
- d 物理的力の行使の決定を下すことの許される職階、及び、
- e 物理的力の行使後に為されなければならない報告。

第 66 被拘禁者と直接接する職員は、攻撃的な被拘禁者をできる限り最小限の物理的力の行使で制圧できるような技術的訓練を受けなければならない。

第 67 の 1 物理的力の行使の権能を有するその他の国の機関の職員は、特別の場合にのみ刑事施設内で被拘禁者に対応することが許される。

第 67 の 2 刑務当局と物理的力の行使の権能を有するかかるその他の国の機関の間に、公式の協定が結ばれなければならない。但し、その関係が既に国内法で定められているときはこの限りではない。

第 67 の 3 この協定には次の事項が定められなければならない、

- a 紛争を解決するために、物理的力の行使の権限を有するその他の国の機関が刑事施設に立ち入ることの許される状況、
- b 物理的力の行使の権限を有するその他の国の機関が刑事施設にとどまる間の権能、及び、かかる機関の刑事施設長との関係、
- c かかる機関の職員が行使の許される物理的力の種類、
- d 各種の物理的力の行使の許される状況、
- e 物理的力の行使に必要な職階、及び、
- f 物理的力の行使後に行われなければならない報告。

拘束具

第 68 の 1 鎖、手・足かせの使用は禁止される。

第 68 の 2 手錠、拘束服及びその他の拘束具は次の場合を除くほか許されない、

- a 護送中の逃走を予防する措置として必要であるとき。被拘禁者が裁判所又は行政官庁に出

頭したときは、拘束具ははずされなければならない。但し、官庁が別の決定を下した場合
はこの限りではない、又は、

- b 被拘禁者の自傷他害又は重大な器物損壊を妨げるために、その他の保安措置では十分でないとき、施設長の命令による場合。かかる場合、施設長は直ちに医師に通報し、上級刑事施設官庁に報告しなければならない

第68の3 拘束具はどうしても必要な期間を超えて使用してはならない。

第68の4 拘束具の使用態様は国内法で定められなければならない。

武器

第69の1 刑事施設内での緊急事態を除いては、刑務職員は刑事施設の敷地内において殺傷に適した武器を携帯してはならない。

第69の2 被拘禁者と接触する者が、棍棒をはじめとするその他の武器をむき出しで携帯することは刑事施設の敷地内では禁止される。但し、この武器が具体的事例において安全と保安のために必要であるときはこの限りではない。

第69の3 刑務職員は、使用の訓練を受けた武器しか装備してはならない。

要求と不服申立て

第70の1 被拘禁者は、個人的にも集団としても、刑事施設長又はその他の管轄官庁に要求又は不服申立てをする十分な機会をもたなければならない。

第70の2 調停が適切と思われるとき、先ずこの方法がとられるべきである。

第70の3 要求が拒否されたり、不服申立てが退けられたとき、被拘禁者はその理由を告知しなければならない。被拘禁者は独立の官庁に審査の申請をする権利を有する。

第70の4 被拘禁者に要求又は不服申立てをしたことを理由に懲罰を科してはならない。

第70の5 管轄官庁は、被拘禁者の権利が侵害されたと考える理由を有するその親族が書面で言ういかなる不服申立ても調査しなければならない。

第70の6 不服申立ては、被拘禁者が同意しないとき、代理人又は受刑者支援団体によって被拘禁者の名前において行われてはならない。

第70の7 被拘禁者は、司法の利益が要求するとき、不服申立てと審査請求に関して弁護士と相談し、代理してもらう権利を有する。

第5部 管理と職員

公務としての刑事施設労働

第71 刑事施設は行政の責任の下にあり、軍隊、警察又は刑事捜査機関から分離されなければならない。

第72の1 刑事施設は、被拘禁者すべてを人道的に且つ人に内在する尊厳を尊重して処遇することを義務付ける倫理を背景に運営されなければならない。

第72の2 職員は刑事施設制度の目的について明確な認識をもたなければならない。管理者は、この目的の最善の達成方法について、指導力を発揮しなければならない。

第72の3 職員の義務はたんなる監視を超えるのであり、刑の服役後の被拘禁者の再統合を建設的世話と支援計画により容易にする必要のあることに配慮しなければならない。

第72の4 職員は、その職務活動に当たり、高い職業的及び人格的基準を満たさなければならない。

第73 刑務当局は、職員に関する規定を遵守することに、高い優先順位をつけなければならない。

第74 特別の注意は、現場の刑務職員とこの世話を受けている被拘禁者の間の関係に向けられなければならない。

第75 職員は、被拘禁者が職員の実例によって積極的影響を受け、職員を尊敬するようにいつでも振舞い、その義務を履行しなければならない。

刑務職員の選任

第76 職員は入念に選任され、初任の時及びその後も適切な研修を受けなければならない。その給与は専門職に見合うものであり、社会において尊敬される社会的地位を保障するものでな

ればならない。

第77 職員を新規採用するに当たっては、刑務当局は、要求される多面的任務を遂行するための誠実さ、人間性、職業能力及び人格特性に最大の価値をおかなければならない。

第78 専門職刑務職員は、通常、常勤で任用されなければならないが、雇用を保障された公務員の身分を有するが、但し、良い振る舞い、能率、健全な身体的、精神的健康及び適切な教育水準が必要条件である。

第79の1 給与は、適格な職員をひき止めておくに足るものでなければならない。

第79の2 その他の手当て及び勤務条件は法執行機関としての労働を反映するものでなければならない。

第80 非常勤職員を雇用する必要があるときは、相当な限り、上記の基準が準用される。

刑務職員の研修

第81の1 任務に着く前に、職員は、一般及び特別の義務についての研修を受け、理論及び実践の試験に合格しなければならない。

第81の2 施設管理者は、職員がすべてその在職中、定期的に組織される現職教育に参加して、自己の知識と専門的能力を維持、向上させるよう保障しなければならない。

第81の3 特別の被拘禁者群、例えば、外国籍の者、女子、少年又は精神障害のある被拘禁者等を処遇する職員は、その専門的活動のために特別の研修を受けなければならない。

第81の4 職員全員の研修は、国際的及び地域的人権文書・基準、特に、欧州人権条約、欧州拷問と非人道的又は恥辱的処遇又は刑罰の防止条約を教示すること、並びに、欧州刑事施設規則の適用を教示しなければならない。

刑事施設管理

第82 職員の選任、任用に当たっては平等処遇の原則が遵守されなければならない。特に、性属性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的その他の見解、国又は社会的出自、国内の少数派に属すること、財産、出生又はその他の基準を理由とする差別をしてはならない。

- 第 83 刑務当局は、次のような組織形態及び指揮系統を導入しなければならない、
- a 刑事施設が国際的及び地域的人権文書と合致する高い基準を恒常的に充足するような保障をすること、及び、
 - b 刑事施設相互間、個々の刑事施設の異なった職種相互間の良好な情報交換、刑事施設の内外で被拘禁者のために活動する機関、特に、被拘禁者の処遇と社会への再統合に関わる機関相互間の適切な協調を促進すること。

第 84 の 1 ใดなる刑事施設も、性格、管理能力並びに相応の職業教育及び経験をからして任務に適している施設長を有しなければならない。

第 84 の 2 施設長は専任任用されなければならない。施設長はその全労働力を公務に尽くさなければならない。

第 84 の 3 刑務当局は、どの刑事施設も常に施設長、施設長代理又は他のこれにつき権限を有する者の監督下にあるように保障しなければならない。

第 84 の 4 一人の施設長が複数の施設の責任者であるとき、各施設はもう一人の責任を有する者の監督下にななければならない。

第 85 女子刑務職員と男子刑務職員の人員は均衡をとらなければならない

第 86 管理者が全体としての職員と一般的な問題、特に、労働条件に関する問題を話し合えるように保障されなければならない。

第 87 の 1 管理者、職員、外部の機関及び被拘禁者の間にできる限り最良の意見交換を促進するようにしなければならない。

第 87 の 2 施設長、幹部及び過半数の職員は被拘禁者の最大言語又は被拘禁者の過半数の者が理解する言語ができなければならない。

第 88 民営刑事施設においても本欧州刑事施設規則が適用されなければならない。

専門職

第 89 の 1 職員には、できる限り、精神科医、心理学専門家、社会福祉士、教師、職業教育者及

び運動・スポーツ教師といった十分な員数の専門職を加えなければならない。

第89の2 できる限り、適当な非常勤職員又は篤志家が被拘禁者の処遇に貢献するよう奨励されなければならない。

公衆への配慮

第90の1 刑務当局は、一般の人々に社会における刑事施設の役割をよりよく理解してもらうために、刑事施設制度の目的、刑務職員の仕事について一般の人々に継続的に情報提供しなければならない。

第90の2 刑務当局は、適切である限り、一般の人々に刑事施設において篤志家として仕事をしってもらうように奨励しなければならない。

研究と評価

第91 刑務当局は、刑事施設の目的、民主主義社会におけるその役割及び目的達成度に関する研究・評価計画を支援しなければならない。

第6部 視察と監視

国の視察

第92 刑事施設は、国内法、国際法及び本規則の諸規定の要請に合致した運営がなされているかの調査を受けるために、定期的に国の機関によって視察されなければならない。

独立の監視

第93の1 被拘禁者の拘禁状態及び処遇は一又は複数の独立機関によって監視されなければならない。その調査結果は公開されなければならない。

第93の2 上記の独立機関は、刑事施設を訪問する法的権限を有する国際機関と協働しなければならない。

第7部 未決被拘禁者

未決被拘禁者の地位

第94の1 本規則の意味において、未決被拘禁者とは、裁判、有罪判決又は量刑の前に司法官庁により拘禁されている者のことを云う。

第94の2 国は、有罪判決と量刑を宣告された被拘禁者も、その上訴手続が最終的に完了していない限り、未決被拘禁者とみて差し支えない。

未決被拘禁者への対応

第95の1 未決被拘禁者の管理体制は、その者が将来犯罪行為の廉で有罪判決を下される可能性があるということによって影響されてはならない。

第95の2 第7部に定める規則は未決被拘禁者のための付加的保障措置を定めるものである。

第95の3 未決被拘禁者の処遇に当たって、刑務当局は被拘禁者すべてに適用される規定により導かれなければならない。刑務当局は未決被拘禁者に、これらの規定に定められた様々な活動に参加することを許さなければならない。

収容

第96 できる限り、未決被拘禁者は独居房収容の選択を与えられるべきである。但し、雑居収容の方が未決被拘禁者のためになる、又は、裁判所が特定の未決被拘禁者の収容方法を命令したときはこの限りではない。

衣類

第97の1 未決被拘禁者は適切な自己の衣類の着用を許されなければならない。

第97の2 適切な自己の衣類を所持していない未決被拘禁者は衣類を給与されなければならない。この衣類は受刑者の着用する制服と同一のものであってはならない。

法律相談

第98の1 未決被拘禁者は法律相談の権利について明確に告知されなければならない。

第98の2 未決被拘禁者には、自己の防御を準備し、その法律補佐人と話し合えるのに必要なすべての便宜が図られなければならない。

外部との接触

第99 個別事案において、司法官庁が一定期間を予定した特定の禁止をしていない限り、

- a 未決被拘禁者は受刑者と同様に面会を受け、その家族、その他の人々と連絡を取ることが許される、

- b 未決被拘禁者はその他の面会を受け、その他の連絡手段をもつことが許される、及び、
- c 未決被拘禁者は書籍、新聞及びその他の報道媒体の利用を保障されなければならない。

作業

第100の1 未決被拘禁者は作業の機会を与えられなければならない。しかし、未決被拘禁者には作業義務はない。

第100の2 未決被拘禁者が作業を選択したときは、報酬に関する規定をはじめとして、本規則第26の規定はすべて適用される。

受刑者処遇の利用

第101 未決被拘禁者が受刑者のための規定に従った処遇を要求するときは、刑務当局はできる限りこの要求に応えなければならない。

第8部

行刑の目的

第102の1 被拘禁者すべてに適用される規定に加えて、行刑は、受刑者が社会的責任感を持ち犯罪を犯すことのない生活を送れることができるように構成されなければならない。

第102の2 拘禁刑は自由の剥奪そのものによる刑罰である。それ故、行刑は、拘禁刑に伴わざるを得ない苦痛を悪化させてはならない。

行刑の遂行

第103の1 行刑は、人が受刑者としての地位をもって刑事施設に収容されると、直ちに開始される。但し、行刑が既に開始されているときはこの限りではない。

第103の2 収容開始後できる限り早く、受刑者に関して、その生活状況、行刑計画及び釈放準備計画についての報告書が作成されなければならない。

第103の3 受刑者はその個別行刑計画の作成に協働するように奨励されなければならない。

第103の4 この計画はできる限り次の措置を含むものでなければならない、

- a 作業、
- b 教育、

- c その他の活動, 及び,
- d 釈放準備。

第 103 の 5 ソーシャルワーク, 医療及び心理学的世話も行刑の処遇措置に含めることができる。

第 103 の 6 一般行刑の不可欠な構成要素である様々な種類の休暇が定められなければならない。

第 103 の 7 被拘禁者は, その同意があれば, 修復的正義及びその犯罪行為の原状回復の計画に組み込まれることができる。

第 103 の 8 特別の注意は, 終身拘禁及びその他の長期拘禁を科せられた受刑者のための適切な行刑計画, 行刑構成に向けられなければならない。

受刑者拘禁の組織的側面

第 104 の 1 できる限り及び本規則第 17 の要請に従い, 様々な被拘禁者群の様々な行刑形態を遂行するために, 特別の刑事施設又は刑事施設内の特別の部門が用意されなければならない。

第 104 の 2 個々の行刑計画を作成し定期的にこれを点検する手続が定められなければならない。その際, 適切な報告書及び被拘禁者を担当する関係職員間の詳細な協議が考慮されるべきであり, できる限り, 当該被拘禁者の主張を聴かななければならない。

第 104 の 3 この報告書は常に当該被拘禁者を直接担当する職員の報告を含まなければならない。

受刑者の作業

第 105 の 1 体系的作業計画は受刑者のための行刑目的の達成に役立たなければならない。

第 105 の 2 通常の年金生活年齢にまだ達していない受刑者には, 医師の判断する身体的, 精神的適性に相応する作業を義務付けることができる。

第 105 の 3 受刑者に作業義務が科せられるとき, 作業条件は外部社会に適用される基準と監督に対応しなければならない。

第105の4 受刑者が作業時間中に教育又はその他の執行計画に定められた処遇措置に参加するとき、作業と同様の報酬が支払われなければならない。

第105の5 裁判所が命令するか又は当該受刑者が同意するとき、受刑者は、報酬の一部またはそれから得た貯金を原状回復のために使用できる。

受刑者の教育

第106の1 受刑者の全般的教育水準を向上させ、社会的責任をもって犯罪を犯すことのない生活を送るという目的を有した、技能訓練をはじめとした体系的教育計画が、行刑の中心的役割を果たさなければならない。

第106の2 受刑者はすべて教育、訓練計画に参加するよう奨励されなければならない。

第106の3 受刑者の教育計画は刑期に合わせられなければならない。

受刑者の釈放

第107の1 受刑者は、釈放される前の早い時期に、刑事施設における生活から社会において犯罪を犯すことのない生活への移行ができるようにする措置及び特別の計画によって支援されなければならない。

第107の2 特に、比較的長期の拘禁刑に処された受刑者の場合には、社会への段階的復帰が可能となるような配慮が為されなければならない。

第107の3 この目的は、刑事施設で行われる釈放準備計画、又は、効果的社会的支援を伴う監督付の部分的又は条件付釈放によって達成できる。

第107の4 刑務当局は、受刑者すべてに、特に家族及び就業に関して社会への再統合をできるようにするため、被釈放受刑者を監督し支援する機関と密接に協働しなければならない。

第107の5 かかる機関の代表者は、刑事施設及び受刑者と必要な接触がすべてでき、受刑者に釈放準備と釈放後の世話計画の支援ができなければならない。

第9部

本規則の更新

第108 欧州刑事施設規則は定期的に更新されなければならない。